

令和 7 年

第 5 回福岡県教育委員会会議（定例会）会議録

日 時	令和 7 年 3 月 3 日（月）
	開会 14 時 00 分 閉会 14 時 50 分
場 所	福岡県庁 4 階 教育委員会会議室

【議事等】

1 議事

第4号議案 へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について

第5号議案 福岡県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について

第6号議案 市町村立学校長の人事について

第7号議案 事務局等職員の人事について

2 協議

(1) 県立学校長の人事について

(2) 事務局等職員の人事について

【内 容】

1 出席者

教育長：寺崎雅巳

委 員：木下比奈子、堤康博、久保竜二、松浦賢長、西田久美

2 欠席者

なし

3 出席職員

教育監 古賀浩利、理事兼教育総務部長 松永一雄、教育振興部長 田中直喜、副理事
兼総務企画課長 綾部耕士、財務課長 佐々木正、教職員課長 中嶋健一 外

4 傍聴者等数

0名

5 議事録

【寺崎教育長】

定足数に達しておりますので、ただ今から第5回教育委員会会議定例会を開催します。

本日の案件につきましては、お手許の画面に表示しているとおりです。

審議に入る前に、非公開発議の有無を確認します。

本日の案件の中で、非公開で審議することが適当なものはないでしょうか。

< 西 田 委 員 が 挙 手 >

【西田委員】

はい。第6号議案、第7号議案、協議（1）及び協議（2）につきましては、人事に関する案件ですので「非公開」とする発議をいたします。

【寺崎教育長】

ただいま、西田委員から「非公開」の発議がありましたので採決をとりたいと思います。「非公開」とすることに賛成の方は挙手願います。

＜ 全 員 が 挙 手 ＞

【寺崎教育長】

賛成全員でございます。よって第6号議案、第7号議案、協議（1）及び協議（2）につきましては、「非公開」にて審議することといたします。

ほかに、非公開で審議することが適当なものはないでしょうか。

＜ 発 議 な し ＞

【寺崎教育長】

ないようですので、以上で非公開発議の確認を終わります。

よって、本日の会議は、公開にて第4号議案及び第5号議案を審議した後、非公開にて第6号議案、第7号議案、協議（1）及び協議（2）を審議いたします。

それでは、第4号議案「へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を 佐々木 財務課長、お願いします。

○第4号議案 へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【佐々木財務課長】

第4号議案、へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

＜佐々木財務課長が資料に沿って説明＞

【佐々木財務課長】

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【寺崎教育長】

御意見や御質問等はありませんか。

< な し >

【寺崎教育長】

特にないようですので、本議案については、可決いたします。

続いて、第5号議案「福岡県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について」を
中嶋 教職員課長、お願いします。

○第5号議案 福岡県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について

【中嶋教職員課長】

第5号議案、福岡県教育職員免許状再授与審査会規則の制定についてでございます。

< 中嶋教職員課長が資料に沿って説明 >

【中嶋教職員課長】

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【寺崎教育長】

御意見や御質問等はありませんか。

【松浦委員】

会長はどのように決まるのでしょうか。

【中嶋教職員課長】

法律の施行規則に規定がございまして、審査会委員の互選により選任されることとなっております。

【松浦委員】

ありがとうございます。

【寺崎教育長】

他にございませんか。

【堤委員】

一般的には本審査会の委員は弁護士等が多いのでしょうか。

【中嶋教職員課長】

国からある程度組織の例が示されておりまして、資料の２ページにも記載しておりますとおり、医療、心理、福祉、法律に関する専門的な知識及び経験を有する者となっております。例えば、弁護士や心理の専門家といった方々になることとなっております。その人選につきましては、また４月以降にお諮りいたします。

【堤委員】

ありがとうございます。

【寺崎教育長】

他にございませんか。

< な し >

【寺崎教育長】

特にないようですので、本議案については、可決いたします。

<以降非公開審議となった>

○第６号議案 市町村立学校長の人事について

市町村立学校長の人事について、審議の結果、原案のとおり可決した。

○第７号議案 事務局等職員の人事について

事務局等職員の人事について、審議の結果、原案のとおり可決した。

○協議（１） 県立学校長の人事について

県立学校長の人事について、協議を行った。

○協議（２） 事務局等職員の人事について

事務局等職員の人事について、協議を行った。

（１４：５０）